

令和 7 年第 10 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和 7 年 10 月 3 日（金曜日） 15 時 00 分～16 時 50 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 大会議室

出席農業委員： 1 番 宮脇 保芳、 2 番 小野 隆壽、 4 番 飛高 聖悟、 5 番 小野 美智子
6 番 伊藤 文士、 8 番 山田 美之、 9 番 田原 俊秀、 10 番 吉岡 薫、
11 番 波戸崎 孝、 12 番 三又 勝弘、 14 番 矢野 弥平、 15 番 笠村 由喜、
16 番 塩月 吉伸、 17 番 真田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯 1 区 松本 仁、 佐伯 3 区 寺嶋 雅昭、 佐伯 5 区 上杉 隆盛
佐伯 6 区 亀山 悅男、 佐伯 8 区 永田 不二男、 佐伯 10 区 田村 正信、 弥生 1 区 一瀬 雄二郎
弥生 2 区 市原 洋一、 宇目 1 区 岡田 安代、 蒲江 1 区 戸高 浩、

事 務 局： 事務局長 市樂 栄作、 局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、 副主幹 大良 栄一、
副主幹 三股 幸子、 主事 小野 颯月

農 政 課： 副主幹 矢野 允彦

議事日程

議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 30 号 佐伯市農地利用最適化推進委員の辞任について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

はい。それでは出席を予定されております方は皆さんお揃いのようですので、只今より、令和7年第10回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、高畠委員、竹中委員、山田裕也委員の3名でございます。農業委員17名中、本日の会議の出席者は14名でございます。

よって、農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議が成立したことを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項の規定によりまして、各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1)の議案第27号から、(5)その他①非農地証明願についてまでございますので、当該案件の審議が終了した推進委員につきましては、順次、退席をされて結構でございます。

それでは宮脇会長より、改めてご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい皆さんこんにちは。

農地集積に係る定期検討会に引き続いての総会ということでございますけども、私、今日この定期検討会に遅れて参りました。

大分の方に定期検討に行ってたもんですから、どうしても間に合わなくてですね、大変申し訳ありませんでした。

いよいよ早期米が終わってですね、普通期の水稻の収穫作業が始まりました。

ちょっとここ2、3日雨で仕事がお休みというような状況ですけども、例年に比べて非常に収穫量も良いようでございます。

そういう状況の中で、米の買い入れ価格もですね、農協、JAが1万4600円。1等がですね。離島が1万4300円でしたか、そういう状況でございます。

早期米も1万5000円。30キロはですね。そういう状況でございました。

高値安定ということで、農家にとっては非常にありがたい嬉しい話なんんですけども、これはこのまま推移すると、消費者が、米離れを起こすじゃないかということですね、我々は危惧しているところです。

我々農家のところから消費者に行く分については、今の価格でもそう影響はないんじゃないかなというふうに思ってますけども、運搬経費やいろいろ諸々の経費を上積みしますと、1キロが800円から1000円に今なってるんです。これが続きますと、消費者離れが起こってくるのかな、米離れが起こってくるのかなというふうなことで心配をしているところでございます。

国は非常に米の生産拡大に向けて、舵を切ったところでございますけども、後のことはどうするのかなと、1つもまだ話が出てませんけども。

明日ですか、自民党の総裁が決まります。ますますメディアではですね、もう小泉一辺倒で高市つぶしが続いておりますけれども、こういった形で選挙が終わったときに、今度の閣僚がすぐ決まるわけですけども、そうして、米政策農業政策はどういうふうに舵を切っていくのかなあということが、非常に心配されております。

選挙のときに言うことと、選挙が終わったらちょっと変わってくるというような、今の自民党政権ですから、ちょっとこう、いろんな意味で、不安視するつちゅうか、疑いの目で国の政策をですね、我々こう見てしまうような感じに今なってます。

ですから、先ほど地域計画の件についてもですね、担い手の育成等々、リーダーさんが説明をしておりますけども、これらが本当に育っていくのかなあというふうな心配がされているところでございます。

皆さん方も、あれですね、テレビや新聞だけでは本当のことが見抜けないような、Y o u T u b eとかですね、S N S等もやっぱり間違った報道もありますけども、それを見極めながらですね、本当の姿ちゅうか、情報ですね、入手していただければというふうに思っておるところでございます。

ちょっと私見を申し上げましたけども、これから本題に入りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げまして、簡単ですけども挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

(局長)

はい、ありがとうございました。

これより先につきましては農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長の方に議事進行をお願いをいたします。

(会長)

はい。それではしばらくの間、議事進行をさせていただきます。

それでは、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

14番矢野弥平委員、15番笠村由喜委員にお願いします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

着座にて説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についての件数は7件で、面積は田及び畠を合計いたしまして7,144平米です。議案第28号農地法第4条の規定による許可申請についての件数は1件で、面積は1,282平米です。議案第29号農地法第5条の規定による許可申請についての件数は3件で、面積は1,250平米です。

議案第27号から29号に関する合計件数は11件、合計面積は、田が6,073平米、畠が3,603平米、総合計面積は9,676平米です。その他、第30号議案もございます。

以上のとおりでございますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので議事に入りたいと思います。

それでは議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いいたします。

ます。

(事務局)

はい。今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹、花木を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、父の3人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は99.83aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。現状はもう草だらけの土地なんですけど、譲渡人の梶川さんが令和3年度に4条申請で埋め立てて、現状何も植えてないものを、今回の案件で無償譲渡という形で、今度の申請者の方は、許可が通って、あと登記が終わった段階で草を刈って、そして栗柿等を植えるということで特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして3条の2番について、事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております、農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得の耕作面積は19.58aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、市原推進委員お願いします。

(市原推進委員)

ここ、特に問題になることはないと思われます。
以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。
事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。
はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。
それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして3条の3番について、事務局の説明の後岡田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。
申請農地は、農用地区域外及び内の農地です。
譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人と弟の2人で行う予定とのことです。
農地取得後は米や野菜、果樹を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は103.96aとなります。
現状住所は愛知の方にありますが、実家があるので、4月頃には宇目にある家に引っ越して、そこで農業を行うとのことです。
それまでの期間は弟が豊後大野市に住んでいるため、管理をしてくれることです。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の支障は予想されないとと思われます。
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして岡田推進委員お願いします。

(岡田推進委員)

番地の94番地は良いと思いますけど、111番地は他の人がまだ、今畑で作って耕作をしてる状態なんですよ。ここは、この持ち主じやなくて、売主から他の人が借りてて、今度購入する人がこの人に何も言ってないし、買うときにはここは売ってくださいって頼んでたらしいんですよ。

家のすぐ横なんですよ。道路とかがあるわけじゃなくともう家の真横なんです。

だから、111番と、もう1個の、255番はちょっと無理じゃないかなと思って。これは何を作るか
によってもだけど、相当なお金を入れないとものができない状態と思うんですよ。

もう10年ぐらいこの状態が続いてますので。そして、購入者が、まだ来年の4月じゃないと帰れないっていうから、もう1回、111番とかは、隣の人と話し合い何かして、認めたらいいと思うんですけど。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それで3条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。矢野委員。

(矢野委員)

14番の矢野です。

岡田推進委員にちょっと聞くんですけど、255番のこの土地ですね、この前皆さん地域調査したと思うんやけど、あのときで言わせたら黄色とか赤とあるんじやろうけど、10年は使ってないと。これをポッと見たときに、これは農地として認められるというような状況、その辺についてちょっと説明していかんと、お金がかかるじやなくて、見てみて、これはちょっと農地じやないよねっていうことになれば、また考えを変えな悪いかなと。

農地でないものが、3条使えんもんだから、それにちょっと見解を教えていただいたらいいなと思います。以上です。

(岡田推進委員)

ここはどう見ても、農地じやなくともう荒地になってます。だからここを整地にするのは大変だと思います。

もし、水田とかだったら、もう水を引くところからないので、やっぱり相当ちょっと無理じやないかなあと思うところがあります。

(会長)

はい、塩月委員。

(塩月委員)

16番の塩月です。

参考までにですね、今月のこの案件の現地確認をされた委員さんのご意見も聞きたいんですけど。中立的な立場でね。

(会長)

どなたやったんかな

(事務局)

飛高委員と小野委員です。

(飛高委員)

小野さんと一緒にきました。現地を見たんですけど、何年も管理がされてないということで、米を作るちゅうたんかな、水路も十分復興ができないような状態じゃないんかと思います。どこまで言えばいいんかわかりませんけども、これはなかなか難しいと思います。新たに米を作るようには大変厳しいんじゃないかと思っております。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局としてはどうなん、そこらの判断は。

(事務局)

まずですね、許可とか関係なく、うちが受け付けた経緯なんんですけど、書類上と本人の話曰く、実家はもうすでに本人の名義になつとつて、農地とも今、本人が持つとる。で、4月には帰つてこれるつてことで、1年とかも経たず戻つてこれますつていうことと、あと弟さんが豊後大野市なんで、大体字目から30分程度のところにいるので、月1ほどの管理ができるということで、書類上として問題なく受け付けました。

あと、現地等については、先ほど、荒れててできるのかどうかつていうところについての意見も一応、意見書もらった後に本人に再度確認したところ、本人としては、もう耕したりして、そこで米をどうしてもやりたいということであったので、一応そのままうちの方は受け付けをしております。

(会長)

いいですか。はい。矢野委員。

(矢野委員)

事務局のご意見聞きましたが、その前の前提で僕は言いよる訳ですよ。もし、これ農地として認めんかったら3条を適用されないんですから。それを誂つて3条でいこうというのはお宅の方の考えだろうけど、それをはつきりせんと。

帰つて作る。今やお金かけられればできるんや、重機入れればすぐできるんやけど、そういう前に我々の言いたいのは、現地確認に行った皆さんもいえるように、これを農地として見るかよいつて言う。そこが一番の今のネックなんや。

帰つて作るちゅうのは絶対できるんや、こんなもんな。こんなの日本の工業力持つてくれればあんた、お金かけられればすぐできる。しかしその前だよ。

これを3条をかける農地として認定するかどうかちゅうとこが、1つの問題であつて。

今から出てくる、どんどん。字目にいっぱいあるんですよ。それを、これ農地じゃねえ。駄目よ。3条使えんよ。4条5条だよって言う、その辺の感覚を我々は教えてもらわんと。うん、そういう事言いよるんです。よろしくです。お願ひします。

(会長)

はい、飛高委員。

(飛高委員)

今の状況っていうのは完全に、緑というか黄色に近いんかな。黄色と思うんです。

それと周りで米を作つておるというような状況があれば、一緒にその機械も入れてできるけど、もう周りも同じようなこういう荒れ地っていうんか、何年も作つてない状況ですので、新たにやつぱり、これ米か。うん、米がありますけど、上の方はもう全然。こうやってみると、もう近くはないというか、そのような感じだったので、かなり厳しいかなというような、感じがしました。

あれ、現地を見たときは、これはあつ、ここだつて言つたところを見たときには、水路なんかもう到底これは駄目だろうなというような感じがしました。

小野さんも一緒に行つてるんで、小野さんが感じたことを。

(小野委員)

はい。あのですね、とにかく水田と言う事になればですね、やはり水路の整備が必要なんですね。宇目の矢野さんもおっしゃつてましたけど、お金をかけければできるとは思いますけども、こういう状態で、実際やるのかなとは思ひましてですね、現地で。それともう1つ111ですかね。あの部分についてはですね、農業委員が閲知することじゃないんじゃないかなと思うんですよ。持ち主と買い手が話をしてるんで、それがだめだつていう話には、農業委員会としては言えないんじゃないかなと思います。

以上です。

(会長)

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

255の方なんですけどね。

今年の利用状況調査の結果、色分けはどうなつてるのか、一応確認させてもらいたいと思うんです。調査の結果は今、どうなつておるのかですね。

(事務局)

えっとですね、まずちょっと、今年のはまだ取りまとめられてないんであれなんんですけど、去年のでいくとですね、ここがですね、まだ農地として残つとる判定、赤判定は出されてなかつたので、もう、その当時の判定を参考にうちもするしかないんですね、現地行って赤判定出して、農地じゃないとはしてないんで。

それであれば農地としてつてところで、一応そこの確認もサポートシステムでやつております。

(吉岡委員)

今年の判定結果を、早急にわからんんですね。

(事務局)

調べてきます。

(吉岡委員)

それが絶対必要だと。

(飛高委員)

いいですか。

状況調査というのは、調査する人が一生懸命やりよるわけですから、間違いもあると思うんじや実際。暑い中、それにわからんところがあるし。だけどそれで判断するのはちょっと酷じやないかと思うんじやのう。推進委員とかそういう人にどうかというのは。そうじやなくて、現地を見て、今の推進委員の方とか、私達も行ってみた感じが、やはりちょっと、なんぼ金かかるにしても面積的にも果たして、周りの状況から見て、問題かのう、水路も含めて。じゃあ水路がどっから水を引いとるんか知らんけど、水路ずっと人方田んぼも含めてその用を引くんかっていうような感じがしたというのは本当です。それともう一筆の、ここはもう過去にいろいろあったけど、これはもう、農業委員会や、小野さんが言うように関知することじやなくって、その申請があれば、申請を純粋にその評価するしかない。

あとは本人同士が話し合うっていうことしかないんじやないかと思います。

(会長)

ちょっと参考までにね。

永田不二男推進委員が重機使って、こういうところを作業してますんで、ちょっと、これが農地にすることができるかどうかの判断というのを、うん。

(永田推進委員)

水さえあればできる、水さえあれば。

(会長)

そういう状況だそうです。

今これを重機で農地に返すことは可能だと。但し、今言う水利がないということで、水利を引くことは、どこまで来ちよんかわからんから何とも言えないんですけど、そこらの判断はどうなんですか。用水がどこまで来ちよんのか。

その田んぼに今、隣の何番だったかな、農地にお米が植わってるからですね、それだったらそこらの水利もやり方次第では可能かなという気がするんですが。

(飛高委員)

ちょっと現地でここだって言うたところと、どつかずれてるような感じで。

だから私が言うたのは、もう周りに水田がなかったというような表現をしたのが、それです。

(岡田推進委員)

道路を挟んで向かい側はあるけどこの一帯はないから、この地図どっから取ってるんかなっていう感じなんですけど。ずっと横は何も植わってないんです。

(会長)

昔は水田だったんでしょ、昔は。今ボサボサになってるけど。

(岡田推進委員)

いや、もう相当前から。

(会長)

いや、相当前であろうとなからうと、水田であったちゅうことは、水路は引ける状態にあつたつちゅうことですよ。

(岡田推進委員)

あつたかもしれませんけど、今やどこから水が引けるんやろうか。

(会長)

そこの判断、ちょっと私はわからんですけど。

(飛高委員)

ちょっと、ちょっとといいかな。私たちが見たら向こうに杉あるわな。あっこに道路があんのよ、すっと入れる。ほんで、そのちょっとこっちだというような、判断やつたんよな。

これはちょっと離れすぎ、何かわからんな。タブレットで確認したらここかもしれませんけど、私達が見たら、別の、杉のあるちょっとこっち来たんだ。手前だったというような感覚だったんやなあ。

(事務局)

現地確認行ったときにですね、すいません。ちょっと電柱らしく建ってる水田のところ道路があつて、それからですね、今奥にちょっと木が生えてるところに、まだ道があるんですね。

多分手前側、手前は多分綺麗なはずなんですね。間違いなく。

これがですね、写真が多分、平成27年ぐらいの写真になるんかな、10年ぐらい前の写真なので。現地で直接行けなかつたかったんで、ここからこの方向指して確認はしたつもりです、現地行つたときには。手前が、道路の手前のところは、あそこを綺麗なというか、作つてない状況だったはずです。はい。

だから、隣が多分、この状態だったと思います。

(岡田推進委員)

地図では切れてるから何番地とかわかるけど、もう一帯は三角っていうか扇が全部草ぼうぼうの山。写真に載つてるとおりです。

だから、田んぼは、真ん中に道路が入ってる向こう側、第3条って書いてるところは、田んぼがあるけど、こっちのグリーンの枠の分には田んぼっていうのはないです。
もう何番地か、何番地か訳がわからん。

(会長)

これは事務局に聞きますけど、今、ここはもともと水田だから草が生えてるだけで、これを重機で取り除けば、普通の田んぼにするには水利が必要なんですけども、畑としてやれば、それも可能じゃないんですか。

(事務局)

その利用方法として、それは全然問題ないのはないです。

ただ、今回米っていうふうに言ったのは、一応今回の意見も踏まえて本人に伝えたら、本人はどうしてもそこが米がいいっていうことだったので、もう一応本人に聞いたところ、現地を見とるっていうふうな話はされてました。

(矢野委員)

14番矢野です。うちもこういうのがありますて、見たら竹やぶだったと。これ農地じゃないよって言ったら、これを外して、そこは農地に変えたんですけど。

これを農地で認めるから3条に出てくるわけであって、だから、そのところがやっぱり、事務局サイドも、言われた農地ですねじやなくて、もうちょっと下げて、これは本当農地っていうか、確かに農地だよね。田んぼであるんよ。でも3条ってのは、米が作れる、何が作れるって条件なんですよ。物を作ることができる。また、これはつきり言って、ここに、植えるんですね。米を植えるとか、それとか、そういうふうになれば我々も考えやすい。今言よる畑と言えば通るけど、米ですするとなると。

俺方農業委員会だから、曲げていいってとこと悪いとこあるわけ。そこはもう、お願いした上で、さっき言うようにお願いねっちゅうわけ。さっき言った畑、うん、栗を植えるんや、ちょうどいいのよ。いい話になるんやけど、それは駄目っちはなりやあもう、曲げられんとこもあるわけ。これ通したら、あとみんな通さないけんくなるやろ。以上。

(会長)

はい。局長。

(局長)

すいません、ちょっと2点ほどあります。

まず写真の位置が正しいのかどうかということで、今はこの現地確認は染矢総括が運転をして2名の委員さんと行きますんで、今写真も確認してるんですけども、写真の位置が、該当地で間違はないという、今確認もとりました。

ですから、この委員会においては、この写真、当然撮り方によっては、隣接、違う田んぼにあるかどうかって見える部分もあるし、違う写真であればそうではないというようなものもあるかと思います。

今現状、再度確認をしてますけども、事務局としましては、お示しをした写真が該当地であるということでご判断をいただければと思います。

それからもう1点、矢野委員さん、岡田推進委員さんも言われてますけども、ここは農地であるか否かというような部分もあります。

で、先ほど事務局の担当の方が申しましたけども、事務局は申請を受けまして、書類、そういうものを、確認をします。当然、法的な部分も確認をいたします。

その上で、事務局としましては、ここは農地であるという判断のもとに、この議案を上程をさせていただいております。それが大前提でございます。

この委員会の審議の中では、当然、法的に全て間違ってなければマルですよとかいう部分ではなくてですね、この中で私もちょっと昨日勉強させてもらったんですけども、農地法の中に、全部効率利用要件というのがあるそうです。

これは当然法的なもんだとか、計画だとか、そういったものは、当然、いわゆるマルでなければならないんですけども、現地の状況であるだとか、周辺に及ぼす影響であるだとか、総合的な判断をする、それが全部効率利用要件と一般的に呼ぶそうです。

ですから、この農業委員会での最終的な判断につきましては、事務局としましては、適正であろうということで議案を上程しておりますけれども、最終的な判断、今皆さんの総意の中で、これは許可案件であろう、或いは、これについては不許可であろうという判断、それについては、事務局の方が問うものではございません。

そういう意味でご意見は賜りますけども、大前提としましては、今言いましたように、事務局とすれば、正規の申請の案件であろうということで、議案の上程はさせていただいております。

以上でございます。

(会長)

はい。塩月委員。

(塩月委員)

塩月です。赤の線が直角に入っていますよね、左の向きに。

今ここでちょっと田村さんとも話したんですけど、一番手前のがまず一筆ですよね。

ちょうど直角になった赤のところで、あそこの途中に畔がありますよね、横向きに。それで2筆ですよね。

それから向こうに電柱にかずらが巻いています、その下に一段高い稲、綺麗なものが見えますよね。それで3筆ありますね。これこのままいくと、完全に左側水田化してますよね。

最低でも3筆見えてるんですよ。

これを撮ったときに、事務局に尋ねるんですけど、一番手前の、手前ですね、ちょうどカメラを構えたところに、まだ田んぼがあるんですか。別の筆数があるんですか。

(事務局)

そうですね。最初ゼンリンの方見てもらったらわかるように、一番奥側はゼンリンなんでちょっとずれがあるんですけど、一番奥側がこれなんですよ。

その手前側の方面はちょっと綺麗になっていたっていうような話で、ちょうど自分が行ってないときに写真撮ってもらったんですけど、そういう話で聞いております。

(岡田推進委員)

今ここで、私が知ってる限りは、第3条3番申請地っていう道路ある方は、今言う水田があって綺麗ですけど、こちら側の枠のところは、水田ではないと思いましたし、もうこういう荒れ地だから、水田はもし写真に写ってるんなら横線の道路が入ってる向こう側と思うんですけど。こちら側の、今的一角部分は、水田とかじゃなくてみんなこんな感じです。

ほんで、横に林道が広くできるから、行くとしたら、今は林道のところを通って、田んぼに降りるって感じです。

だから赤線は、多分向こう側の田、枠から向こうの打ち出してるんだと思います。

(会長)

はい。田原委員。

(田原委員)

はい。9番田原ですが、先ほど航空写真がありましたね、補助整備をした写真が。あれ見たらもう一目瞭然じゃないですか。右側のやつですね。

それで綺麗に補助整備してるから、間違いなく田んぼで、農地で補助整備したら絶対水が行くようにはなってるんですよね、これ。

だから、平たん地になってるんで、とりあえず草を切ってみれば、はっきりわかると思います。間違いなく、この場所で間違いないと思います。

下の方に林道が通ってるでしょ。だけ、林道っちゅうことは、ちょっと田んぼよりも高いので法面があるから、田んぼと離れてるんですね。

今、矢印みたいになっちゃるのは航空写真の影で、こっちの杉の木の影が向こうに写っちゃるんで、真上からこの写真を撮ってないからですね。こんなに見えるんで。

多分ずっと色塗ってる、水色塗ってるところが全部田んぼだと思います。

(飛高委員)

こっちが現地を見たときには、周囲も荒れてるような感じだったんやろう、実際岡田さんが言うように。だから水がどっから引きよるかわからんけど、奥からだろうけんの。

水路が本当にあったにしても、使えるような状態じゃないんじやないかというような感じがしました。

小野さんとも話すんですけど、周りに水田が植えるとかなかつたにのうってことでありますけど、総合的に本人がやるというような意思が、水田をどうしてもやるというような意思があれば、それはそれで様子を見る。

ほいで、本人に許可するときに念押しするっていうようなことでもう行くしかないんじやないか。あとはどうなるかっていうのは、もう見守るっていうか、そういうことやろ。

申請があったのをそこまで追及したら、この前のように現地の確認はやっぱり相手を知ってる、知らないといけんというようなことにたどり着く。

(会長)

はい。今いろいろ意見がでますけど、まだ他に意見のある方ございませんか。

はい。三又委員。

(三又委員)

私は、農業委員はですね、農地を1平米でも守るのが役目の農業委員です。

これ今聞いておると、ふさわしくないとか言いますけど、今の現状のところは農地でしょう。

農地がああいう状況になっている。

これを、重機入れてとか、何とか入れてでも農地に戻して作りたいという意志をもってしておるんですから。

それを農業委員がそうじゃないからって言うべきではないと思います。

今、飛高さんが言ったように、様子を後から見て、嘘だったら農業委員からはちょっと注意をしていくと。

そうしないと、農地で作るって言うたのに農業委員から反対されたとかいうことになつたら、おかしなことに私はなると思います。

ですから、状況が状況でしょうが、本人の意思、これが山だったらまたちょっと違うんですが、農地として残って、今の現状になっておると思うんで、それをちゃんと綺麗にして作るという意思を尊重してですね、農地を守っていくのが農業委員としての役割だと私は思うんで、私はいいと思います。

(会長)

ありがとうございました。他に何かございますか。

もう大体、はい。どうぞ。

(飛高委員)

引っかかったのは水田にするということで、栗とか果樹関係なら結構できるんじゃねえかというのは、現地で話しました。

(会長)

はい。もう皆さん意見が。

はい、どうぞ。

(山田委員)

8番山田です。111番の方、これについて利用権というか、契約とかですね。そういうのはあるのかどうか。もし、そういうのがあるとすれば、やっぱりこの問題は少し片付けてから判断しないと良くないのかなっていうふうにちょっとと思うんですけれども。その辺をお聞かせください。

(会長)

どうぞ。

(小野委員)

あのですね。この分については、もう持ち主さんが亡くなってるんですよね。

亡くなる前に、こここの畠の前の人と話がついてたそうなんですよ。

で、家の方は、こういう案が出て、違う人が買うということを聞いて、驚いたということなんですけども。

これは、私、先ほども言いましたけども、いい悪いとかいうのは、農業委員が意見とはちょっと違うんじゃないかなと思います。

(会長)

はい、どうぞ。山田委員、いいですか。

(山田委員)

良いとか悪いとかの判断の前に、まずここに権利が設定されてるのか。

法律的な、例えば契約をしているとか、そういうはっきりしたものが。法的な権利があるのであれば、それを知らないで進めていくと、ちょっと後から怖いことになるかなって思っただけで、もしそういうのがないのであれば、もちろんそれは、譲渡人と譲受人の話になる。

ちょっとその点を確認したかったということです。

(会長)

はい。その件についてです。染矢総括。

(事務局)

一応申請を受け付ける前にチェックはしているんですけど、特段その辺の確認は取れなかったので、口約束って言ったらあれですけど、だろうと思います。

申請する前に賃借の契約等は結んでおりません。

(会長)

はい。飛高委員、何かありますか。

(飛高委員)

小野さんが確かめたら、契約とかそういう話してないということではっきり言ってました。

ただ、何十年か作っちらると、その20年間、その権利が出るというのは、また別問題であるかもしれません。

(事務局)

20年経過していると自己取得で、取得できる場合はございます。で、現地で確認をしたところによると、さっきの所有者というのは、前の所有者の方とのお話で、自分とこは買うよなんて約束はされとったらしいです。

話を聞くとですね、担当の小野が言ったように利用権とかですね、中間管理を通しての正式な契約はありません。あくまでも口頭とか口約束での、約束事ということで、確認は取れております。

(会長)

はい。もう皆さん意見が出揃ったようですので、取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい。それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めると思います。

(事務局)

一応この3番の案件に関しては、農地法上の制約とか縛りは全くない状態です。今の状態でいうとですね。

はい。許可には影響はないですね。あとはもう最初言われたように地権者さんとか売渡人とか、今管理されてる方とのお話にはなります。もうそれは間違いないですはい。

(会長)

はい。そういうことだそうです。

全部一括しての採決ということありますので

(事務局)

すみません、補足で、小野の方から一応確認したんです、譲渡人の方に。そしたら、今使ってる方とお話をすることで確認が取れております。

昨日の時点です。はい。

まだ結論出てないんですけども、そういうことで話はしております。はい。

(会長)

再度、それでは3条3番について、賛成される方の挙手を求めると思います。

全員賛成ということで、全員でしょ。

多数。

ちょっと待って。

はい、わかりました。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条4番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。いいですか。

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有及び導入する予定です。

農業は譲受人と妻2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は27.85aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、永田推進委員お願いします。

(永田推進委員)

特に問題ないです。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

いいですか。はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、上杉推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地でみかんを栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人を行う計画です。

農地取得後はみかんを栽培する計画です。

取得後の耕作面積は40.27aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、上杉推進委員お願いします。

(上杉推進委員)

はい。特に問題ありません。

(会長)

ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の6番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も合わせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と両親の3人で行うとのことです。

農地取得後は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は230.58aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予測されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

担当推進委員から特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の7番について、本日担当推進が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区以外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は2.78aとなります。

隣の家を購入するにあたり、畠も一緒に購入することです。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員は特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の7番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する7件の審議を終わります。

続きまして、議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの4条の1番について、事務局の説明の後、永田推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

農業委員会の大良です。

私からは、4条の許可申請について説明させていただきます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畠です。

資材置き場及び倉庫の用途による申請です。

申請地は、今回、代理人の申請者から違反転用を是正したいと申し出がありました。

こちら、前所有者が工務店を経営しており、平成20年頃に資材置き場及び倉庫として整備されています。そのため、始末書が提出されております。

ちょっとこちら、前所有者がその農地法のことを理解してなかったということが、ちょっと今回のことになっております。

で、代理申請人から、その違反転用のことを是正したいと申し出がありました。

で、転用許可後、もし転用許可がおりた後についてはですね、別の事業者に資材置き場及び倉庫として売却を考えておるということでした。

その事前相談の際、代理申請人から、今回申請は4条申請がよいのか、5条申請どちらが妥当かと相談があり、こちら農業委員会の方はですね、平成24年10月11日付け農地振第894号、大分県の農林水産部長名で通知がありまして、その通知に基づき助言を行い、代理申請人を通し4条許可申請を行ったものです。

また、当該申請地ではすでに資材置き場倉庫として整備しております。

新たに工事など実施する予定がないため、土砂の流出、崩落等の恐れはないと思われます。

雨水は自然流下いたします。水利権はありません。で、今画面に映っておるのが、平成24年10月11日付け、農地法の894の文章の抜粋したものでございます。

この中で、今回その転用にかかる場合、実際、転用の違反転用といいますか、知らずにとはいえた判定を行ったものが責があるといいますか、責任があるものがまず転用を行い、その後、購入を希望するものに売買することが、手続きとしてふさわしいと書かれておるものであります。

なお、許可基準につきましては、第2種農地の許可基準に該当いたします。よろしくお願ひいたします。

(会長)

それでは永田推進委員お願いします。

(永田推進委員)

わかりましたけど、問題ありません。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

意見がございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第4条に関する1件の審議を終わります。

続きまして、議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書6ページの5条の1番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。では引き続き、5条の1番について説明させていただきます。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第2種農地の畠です。

内容は、蓄電設備施設の用途による申請です。

今回の蓄電設備の転用申請は、本農業委員会で初の案件になりますが、必要な書類などは、関係機関に確認をとっております。

その必要書類は、太陽光発電施設に準ずるとなっており、太陽光発電施設の必要書類に基づき受け付けを行っております。

譲受人につきましては、太陽光発電等の電気事業を行っており、今回申請地に蓄電設備施設を設置する計画です。

申請地では、蓄電設備機器の設備。またその設備を保守する管理するための、社用車駐車場、資材置場の設置をいたします。

蓄電設備機器を設置するエリアを、防護フェンスで囲う予定計画です。

また、申請地は、台風などの大雨時に冠水する恐れがありますが、蓄電設備機器は防水対応されること、また、コンクリート基礎を1.5mの高さにすることで、蓄電設備機器の浸水による故障などで、周辺農地に影響を与えることはないと考えられます。

さらに、地元区長の同意書、隣接する農地の耕作者の同意書が提出されております。

また、造成工事は整地のみのため、土砂の流出、崩壊の心配はないと思われます。

そして、雨水は自然流下、または排水側溝に流れます。水利権はありません。

許可基準は、第2種農地の許可要件に該当いたします。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 5 条の 1 番について、これより意見等を求めることがあります。

何かございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

ありませんか。はい。ないようですので取りまとめたいと思います。

それでは 5 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めることがあります。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5 条の 2 番について事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。5 条の 2、説明いたします。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畠です。

内容は、資材置き場としての用途による申請です。

譲受人が現在使用している敷地内の資材保管スペースや作業ヤードが不足し、業務に支障をきたしているため、資材置場用地を新設する計画です。

また、今回譲受人が所有する、大坂本の 1254 番、面積にして 379 平米、同じく大坂本の 1255 番の 3、276 平米と一体的に利用し、総面積 946 平米の資材置場として活用するものです。

なお、申請地は令和 5 年 10 月に譲渡人が 3 条許可を受け取得した農地の 5 筆のうちの 1 筆ですが、今回、代替地を検討するにあたり、譲受人が所有する 2 筆の近隣にふさわしい土地がなく、やむを得ず申請地を活用する計画です。

さらに、現地では譲受人が所有する宅地物件の解体工事などを行う際に、申請地に砂利を敷設したため、始末書が提出されています。

造成工事は整地を行いますが、土砂が流出しないように注意し施工します。

そのため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。水利権はありません。

許可基準は、第 2 種農地の許可要件に該当いたします。

以上ですようろしくお願ひします。

(会長)

はい。続きまして、一瀬推進委員をお願いします。

(一瀬推進委員)

はい一瀬です。この場所なんですけど、現地行きましたら写真のとおりなんですけども、私、第 2 種農地の場合、転用がされにくいというふうに思ってたんですけども、転用したい目的が達成できる、他の土地がない場合に限り許可される可能性があるということですので、問題はないかと思います。

ただ申請の内容的にちょっと理解するのは非常に難しいところは多々あったんですけども、それも、整理がつかなかったんですけどね。大丈夫かなと思ってますので、問題ないと思います。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは5条の2番について、これより意見等を求めるといいます。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。吉岡委員。

(吉岡委員)

転用目的の欄ですね、一部追認あるんですけども、写真を見た限りではもう全追認ではないかなと思われたんですけども、その辺のところはどうなんでしょうか。

(会長)

はい。事務局。

(事務局)

こちらの方で一部追認と判断したのが、この申請地の整備工事が完全に完了していないところで、敷砂利を施設下のみというふうに聞いております。

なので、工事としては完全に完了していないということで一部追認と判断しまして、お諮りさせていただいておるところです。

(会長)

どうぞ、吉岡委員。

(吉岡委員)

ちょっと、納得できないんですよ。現状でもう非農地化させてしまっている以上ですね、工事が完了していようがいまいが、その辺のところは関係ないんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうかね。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

はい。吉岡委員のおっしゃるとおり、もうこちらの非農地化されております。

そのためですね、始末書という部分は提出されておりこのように、譲受人、申請者からですね、このように農地法の規定があるのにもかかわらず、事前に作業したことは、申し訳ありませんでしたということで、始末書はいただいておるところあります。

お願ひいたします。

(会長)

どうぞ。

(吉岡委員)

いや、一部追認という、この認定自体がおかしいんじゃないですか、というふうにお伺いして
るわけなんですけれど。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

はい。こちら事務局としては、一部追認と判断させていただいたんですが、逆にこのような場合
はもう一部追認ではなく、完全に農地として使うことが厳しいと判断された場合は、例えば、次
回以降追認として判断するほうが妥当ではないかということを言われておるのかなとは思うんで
すが。よろしいでしょうか。

はい。あれでしよう。

農地が残ってない状態で一部でも農地が残ってれば一部追認表現でいいんじゃないかということ
をおっしゃってますよね。

はい。ちょっとそこまた確認して改めるような表現としてやらせていただきます。よろしくお願
いいたします。

(会長)

はい。よろしいですか。

はい。他にございませんか。

他にご意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、5条の3番についてはですね、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推
進委員の意見もあわせてお願いたします。

(事務局)

はい。5条の3についてご説明させていただきます。

申請地は、都市計画区域内の第二種居住地域の第3種農地の畠です。

内容は、進入路としての用途による申請です。

譲受人は申請地に隣接する宅地を購入する計画であり、その宅地までの里道が狭いため、今回、
申請地を購入し、進入路拡幅工事を行い整備する計画です。こちらですね、先ほど3条の7の農
地の部分になります。

これが3条の7の部分の土地を分筆して、一部ですね、進入路が狭いため、擁壁等をする工事と
なっております。

続きまして工事は擁壁を施工する計画です。

盛土を30cmほど行いますが、土砂などは流出しないよう注意し、施工することです。

そのため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透及び自然流下します。水利権はありません。

許可基準は、第3種農地の許可要件に該当します。

また、こちらですね、先ほど3条の7の隣接するところではございますが、審議 자체はこの5条の案件として、審議いただければなと思っております。

なお、農地利用最適化推進担当の委員さんの意見は問題ないといただいております。

以上ですようろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは5条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

よろしゅうございますか。

はい。ないようござりますので、取りまとめたいと思います。

それでは5条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第5条に関する3件の審議を終わります。

続きまして、議案第30号佐伯市農地利用最適化推進委員の辞任についてを議案審議いたします。

議案書7ページの佐伯市農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

はい。

議案第30号佐伯市農地利用最適化推進委員の辞任につきましてご説明をいたします。

本件につきましては、令和7年9月5日付で、池田幸利農地利用最適化推進委員から辞任願が提出されたため、農業委員会等に関する法律第23条の規定によりまして、農業委員会の辞任同意を求めるものでございます。

当該案件の申し出の経緯につきまして少し説明をさせていただきたいと思いますが、前回、先月ですね、先月の案件に対する現地調査のときに私が引率をしておったんですけども、私が失念してしまったことによりまして、池田推進委員と当該現地で合流することを待つことなく次の調査地に移動してしまったこと。こういったことが引き金となりまして、辞任の申し出に至ったものでございます。

池田推進委員には大変ご迷惑をお掛けいたしましたので、現地調査終了後と別日に自宅を訪問し謝罪をさせていただきました。

その際には、この件についてはもういいと、繰り返さないようにというありがたいお言葉をいただきましたけども、別にですね、兼ねてから農業委員会に対する違和感をお持ちであったということで、これに基づいて辞任をしたい旨が告げられました。

私の方からは、任期満了までの在任のお願いを繰り返したんですけども、やはり辞任の意思は強く、最終的に撤回をいただけないということでございました。

池田推進委員からの詳細な発言内容等につきましては、運営委員会の方に報告をしておりますが、プライバシーに関する部分もございます。そういうことで、この場での詳細な報告は控えさせていただければと存じます。

なお、提出されました辞任願に記されている辞任理由は、都合によりでございます。

また、先ほど申し上げました運営委員会では、翻意いただけないのであれば、辞任もやむなしという結果をいただきました。

以上、説明したとおりでございますけども、私の気の緩みが招いた結果でございます。

池田推進委員さんのみならず、皆様方にも大変ご迷惑をおかけすることになります、大変申し訳ございませんでした。以上で説明を終わります。

(会長)

はい。事務局から説明がありました。

それでは、池田幸利佐伯市農地利用最適化推進委員の辞任について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。飛高委員。

(飛高委員)

あの後任はどうするんかな。

(会長)

はい。事務局長。

(事務局)

後任につきましても運営委員会の方で協議をいたしまして、これから公募をいたしましても、早くても12月ぐらいの市報になります。

1月には、次の期の農業委員それから推進委員の公募を行います。ですから、そうすると、それと重なる部分もあります。

それと、木立地区を所管しております永田推進委員さんの方より、任期満了までは当該地区につきましては自分の方で担当することについては構わないというお言葉もいただきましたので、運営委員会の結論とすれば、任期も終了まではもう補充はせず、新たな期において審議をするということにしております。

(会長)

他にございませんか。

はい。他に意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、池田幸利佐伯市農地利用最適化推進委員の辞任について、同意される方の挙手を求めると思います。

はい。全員同意ということで同意したいと思います。

それでは、今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第27号、農地法第3条の7件につきましては許可したいと思います。

議案第28号、農地法第4条の1件につきましても許可したいと思います。

議案第29号、農地法第5条の3件につきましても許可したいと思います。

議案第30号、佐伯市農地利用最適化推進委員の辞任についてにつきまして同意したいと思いま

す。

それではここで一旦休憩するかな。

はい。休憩したいと思います。

再開を 16 時 30 分といたします。

25 分でいいですか。25 分に改めさせていただきます。

(会長)

はい。それでは休憩前に引き続き、審議を再開します。

続きましてその他の項目の①非農地証明願についてを議題といたします。

番号 1 について事務局の説明の後、戸高推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

非農地証明願、今月、今回は 11 件あります。ちょっと多いんですけど、よろしくお願いします。

まず一番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 17 日に担当区の戸高推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市蒲江大字猪串浦の 2 筆です。申請地の土地の表示申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成 15 年 2 月頃から、農地法の許可を得ずにゴカイ養殖場として使用するため、周辺の土地と一緒に整備をしております。

なお、隣接する土地は、令和 7 年 5 月開催の農業委員会で農地法第 4 条の許可を得ております。現況は、前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後 20 年以上を経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。それでは、戸高推進委員の意見をお願いします。

(戸高推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員からの意見が述べられました。

それでは番号 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号 2 番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意

見を合わせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。非農地証明 2 番を説明いたします。

申請地の調査は、9 月 17 日に担当区の永田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字木立の 2 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 13 年頃から耕作放棄をし、樹木等が自生し山林化しています。

現況は前方画面に映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

地元推進委員からは、特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べされました。

それでは番号 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして番号 3 について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 3 番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 17 日に担当区の田村推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字堅田の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 18 年ごろから耕作放棄をし、樹木等が自生し山林化しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、田村推進委員お願いします。

(田村推進委員)

特に問題ありません

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 4 について、事務局の説明の後、田村推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 4 番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 17 日に担当区の田村推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字堅田の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は先ほどの 3 番と隣接する土地で、平成 10 年頃から耕作放棄し、樹木等が自生し山林化しております。

現況は前方面面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 の方に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして田村推進お願ひします。

(田村推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 4 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 5 について、事務局の説明の後、松本推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 5 番を説明いたします。

申請地の調査は、9月18日に担当区の松本推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市女島3丁目の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和58年ごろに農地法の許可を得ずに住宅を建築し、約41年経過しております。

なお、隣接する土地については、昭和57年に4条許可を得ております。

現況は前方面面に映し出しているとおりの状況で、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして、松本推進お願いします。

(松本推進委員)

はい。特に問題ないと思われます。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、また担当推進委員会の意見が述べられました。

それでは番号5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

ないですか。はい、ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは、番号5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号6について、事務局の説明の後、亀山推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願6番の説明をいたします。

申請地の調査は、9月18日に担当区の亀山推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字二栄の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和年月日不詳の時期からコンクリートブロック造りの倉庫を建築し、約37年以上が経過しております。

現況は前方面面に映し出しているとおりの状況で、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築を20年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして亀山推進委員お願いします。

(亀山推進委員)

はい。別に問題ありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 6 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 6 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号 7 について事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 7 番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 18 日に担当区の寺嶋推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字長谷の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 60 年ごろから耕作放棄し、竹林が繁殖し山林化しております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員をお願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。現地を確認しましたが、問題ないと思われます。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 7 番について、これより意見等を求めたいと思いますが、どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 7 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号 8 について、事務局の説明の後、一瀬推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願 8 番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 17 日に担当区の一瀬推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字大坂本の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 4 年頃に農地法の許可を得ずに住宅を建築し、約 32 年経過しております。

現況は前方に画面に映し出しているとおりの状況で、建築物等の敷地として相当なものであります。建築後 20 年を経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして一瀬推進委員お願いします。

(一瀬推進委員)

はい問題ないと思います。以上です。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは、番号 8 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 8 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、番号 9 について、事務局の説明の後小野推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 9 番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 17 日に担当区の小野推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字小野市の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 13 年 9 月に農地法 5 条の許可を得て店舗用地として利用しておりました。

令和 5 年に店舗を閉店し、更地とし、現在は駐車場用地として利用されております。

現況は前方面に映し出しているとおりの状況で、農地以外の土地になっていることが明白であり、非農地化後 20 年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

すいません。小野推進委員が今日欠席しているようですので、推進委員の意見もあわせてお願ひします

(事務局)

はい。なお、地元推進委員からは、特に問題なしとの意見書をいただいております。

(会長)

事務局から説明と担当推進委員からの意見が述べられました。
それでは番号9番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。どうぞ。吉岡委員。

(吉岡委員)

説明よくわからないところがあったんですよ。
一旦5条の転用許可を取って店舗を作つておつたんですね。ということは、その時点でも非農地になつてゐるんじゃないですかね。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

はい。相談を受けたときにですね、今、店舗を閉店して更地になったと。
で、もともとプレハブの精米所を設置してたので、その何ていうか、家屋を設置したっていう書類を法務局の方に提出することができなかつたというようなところで、許可済みの証明書も1度は発行はしておるんですけど、地目変更で、この後売買がされるようなんですかね、どうしてもそのなんか地目の変更っていう、手続きが必要ということで、今、非農地化しているっていう状況で、非農地証明書の方、発行させていただきました。

よろしいですか。

建物を、さつき言ったプレハブが建つた状態であれば、前の許可書で法務局に認めていただいたんですよ、だから宅地なんですけども。この状態だと雑種地なので、状態が違うということで、許可書がだめだということで法務局からありましたので、再度非農地証明を出すことで雑種地ということで、地目変更するという経緯があります。

よろしいですか。はい。

(会長)

はい。よろしいですか。

はい。他にございませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは番号9番について、賛成される方の挙手を求めるといいます。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 10 について事務局の説明の後、市原推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願 10 番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 17 日に担当区の市原推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字上小倉の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 4 年 2 月ごろに農地法の許可を得ずに、家屋を建築し約 33 年経過しております。

現況は前方画面に映し出しているとおりの状況で、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過をしております。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、市原推進委員をお願いします。

(市原推進委員)

防草シートがあつて、草が生えないようにして、申請人本人が高齢で、施設に行っているようあります。そういうことで、以上です。それで、問題ないと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 10 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 10 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして、番号 11 番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願ひします。

(事務局)

はい。非農地証明願 11 番の説明をいたします。

申請地の調査は、9 月 18 日に担当区の清田推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字鶴望の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和 57 年ごろに農地法の許可を得ずに家屋の建築をし、約 42 年経過しております。

本申請地は、先ほどの農地法の 3 条の 7 番と、農地法の 5 条の 3 番に隣接する土地です。

現況は前方画面に映し出しているとおりで、建築物の敷地として相当かつ、建築後 20 年以上経過しております。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

なお、地元推進委員からは、特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明と担当推進委員会の意見が述べられました。

それでは番号 11 番について、これより意見等を求める所を始めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ございませんか。はい。ないようございましたので取りまとめたいと思います。

それでは番号 11 番について、賛成される方の挙手を求める所を始めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する 11 件の審議を終わります。

続きまして、その他の項目の②農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。それでは、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

農政課の矢野です。よろしくお願ひいたします。

お手元の農用地利用集積等促進計画（案）に沿って説明させていただきます。

2 枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和 7 年 12 月 1 日開始分の 237 件になります。

内訳としまして、契約期間 5 年のもの、新規で登記地目田 2 筆、1,843 平米。

契約更新で登記地目田 7 筆、7,419 平米。

契約期間 10 年のもの更新で、登記地目田 6 筆、5,070 平米。

契約更新で登記地目田 217 筆、18 万 7,235 平米、登記地目畠 4 筆、1,789 平米。

契約期間 21 年 9 月のものの中間保有で登記地目畠 1 筆 970 平米。

以上合計 237 室、面積が 20 万 4,326 平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。これより質問等を受けたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求める所を始めたいと思います。はい全員賛成ということで承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにて、すべての日程が終了いたしました。

それでは、閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和 7 年第 10 回、佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、長時間お疲れ様でした。

(16 時 50 分閉会)